

## 各区（子ども家庭総合支援拠点）における支援の在り方について

### 1 現状の課題・問題点

#### (1) 各区の職員体制

家庭児童相談室は、各区3人体制（係長1、一般職1、非常勤1）となっており、子どもの福祉に関する相談に応じるほか、要対協の事務局機能を担い、児童虐待通告を受理したときには初期調査を行うなど、子ども家庭総合支援拠点の中核的な機能を担っている。

特に、人口規模の大きい行政区（最大で28万人強）では、3人体制では十分な対応ができない可能性があり、一定の職員体制を備えることが必要である。

#### (2) 対象児童を確実に要対協ケースとする仕組みの構築

昨年6月事案では、対象児童が要対協ケースとなっていない状況であった。

要支援児童等については、確実に要対協における支援ケースとした上で、進行管理を適切に行い、関係機関が連携・協働しての支援体制の構築が必要である。

### 2 解決されるべき最優先の課題

- (1) 支援拠点に係る機能を適切に果たすための一定の職員体制の確保
- (2) 対象児童を確実に要対協ケースとするための管理体制及び関係機関との連携・協働の充実
- (3) 児童福祉関係職員の資質・能力の向上、人材育成

### 3 他都市訪問調査

#### (1) 訪問先

福岡市、北九州市及び大阪府枚方市

#### (2) 市の概況

	人口	児童人口	行政区数	子ども家庭総合支援拠点類型			
				中規模	小C	小B	小A
福岡市	1,538,681人	240,728人	7区	5区	2区	—	—
北九州市	961,286人	146,159人	7区	2区	1区	3区	1区
枚方市	404,152人	64,157人	(1)	(1)	—	—	—
札幌市	1,952,356人	270,652人	10区	6区	2区	2区	—

※ 人口 平成27年国勢調査。枚方市は中核市（他は政令指定都市）。

※ 子ども家庭総合支援拠点の類型は、国補助要綱に照らし行政区単位（枚方市は全市）で類型を記載。類型は児童人口毎に定められ、職員の配置基準も異なる。（下表）

	大規模	中規模	小規模C	小規模B	小規模A
児童人口	7.2万人以上	2.7万人以上	1.8万人以上	0.9万人以上	0.9万人未満
職員基準	11人以上	6人以上	4人以上	3人以上	2人以上

### (3) 職員体制等

事務分掌が異なる部分もあり、単純な比較はできないが、札幌市の各区家庭児童相談室の業務を主に担っている職員数については、どの都市も札幌市に比べて多い状況。正職員に限らず、非常勤職員の相談員も取り入れている。

### (4) 特定妊婦や乳幼児期の子どもに対する要対協を通じた支援の特徴

訪問を行った3市は、特定妊婦や乳幼児期の子への支援は、母子保健部局（地区担当の保健師等）が主に行っている。

ただし、特定妊婦のうち一定のリスクがある場合には、要対協の支援対象児童とし、児童福祉部局（家庭児童相談室等）と母子保健部局が協働・役割分担を行いながら、支援に当たっている現状にある。

要対協の登録（進行管理）にあたっては、児童福祉部局と母子保健部局との間で定期的に会議等の場を持ち、組織的な協議の上で支援方針を決定している市が多い。

これは、一定の要保護児童・特定妊婦については、支援方針について担当者任せではなく、組織的に複数の職員が関与し決定することで、決定の恣意性を排除し、妥当性を高めようとしているものと考えられる。

ちなみに、機構上は、北九州市は札幌市とほぼ同じで、1つの課の中に児童福祉、母子保健の各担当係があり、他の2市は別組織（別課）となっている。

### (5) その他支援の特徴

要対協の基本的な運営方法はどの市も大きな変わりはないものの、児童相談所や家庭児童相談室だけではなく、母子保健部局もケース管理の主担当機関を担っている市がある。

また、乳幼児健診について、すべて医療機関に委託して実施している市では、直営である場合に比べると、健診結果が行政に到達するまでに一定のタイムラグが生じている。そのため、心配な児童については、受診後に医療機関から各区に情報提供がなされる場合があり、それを契機に要対協で管理することがある。

各市とも、関係機関によって支援の必要性等の理解に差があるのが実情であるため、理解の度合いを高めるための関係機関向けの啓発等の必要性を感じている。

## 5 「アクションプラン2019」の内容

区子ども家庭支援体制強化事業として、各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点を設置し、身近な地域における相談支援体制や専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防する。

## 6 今後の方向性について

住民にとって身近な相談先となる、各区の体制・機能の強化は、在宅支援を充実させるとともに、児童虐待の発生予防・重篤化防止の観点からも非常に重要である。

各区の体制強化はそういった観点から具体的な事業や連携の強化策等を検討すべきであり、その際には、要対協の枠組みを十分に活用していくことが求められる。

他都市の好事例を参考に、庁内・庁外の関係機関の理解を得ながら、着実に支援の体制や枠組みを強化、再構築していくことを目指す。